

中央教育審議会初等中等教育分科会
チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会

専門家を活用した学校への支援について

そのいじめ
つもりじゃないは 通らない



岡山県マスコット
ももっち うらっち

岡山県いじめ防止標語 県教育長賞



「ぼっちり！モグモグ 生活リズム向上」
マスコットキャラクター

岡山県教育庁義務教育課
生徒指導推進室

岡山県の位置等

人口:約192万3千人

児童生徒数

小学校:約10万4千人

中学校:約 5万6千人

高 校:約 5万6千人

特別支援学校:約2千人

晴れの国
おかやま

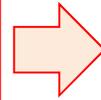


- ・気候が温暖
- ・自然災害が少ない。



岡山県の生徒指導上の課題の現状

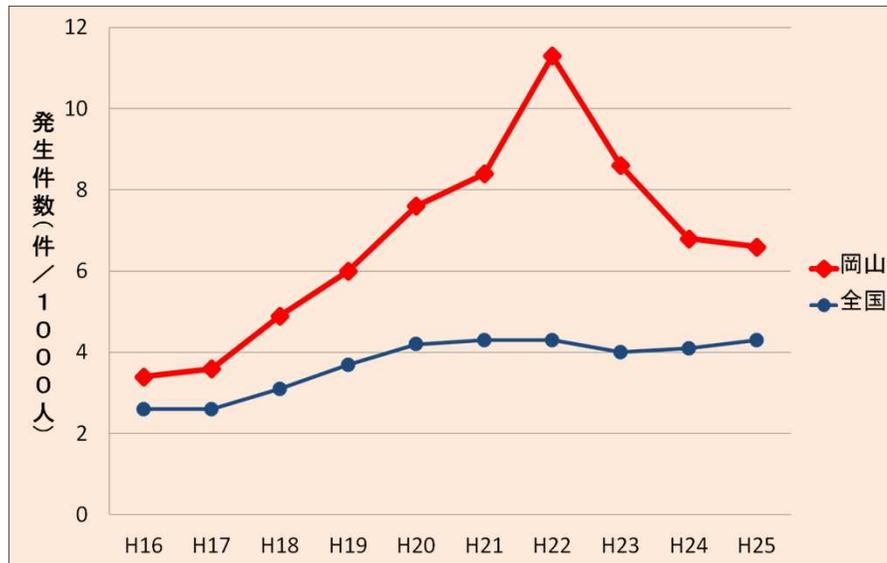
小学校の不登校の出現率が全国に比べて高い



暴力行為の発生割合が全国に比べて高い



暴力行為の発生割合の推移



不登校の出現率の推移



こうした生徒指導上の課題に対して、学校が主体的に方策を練って対応していくことが重要



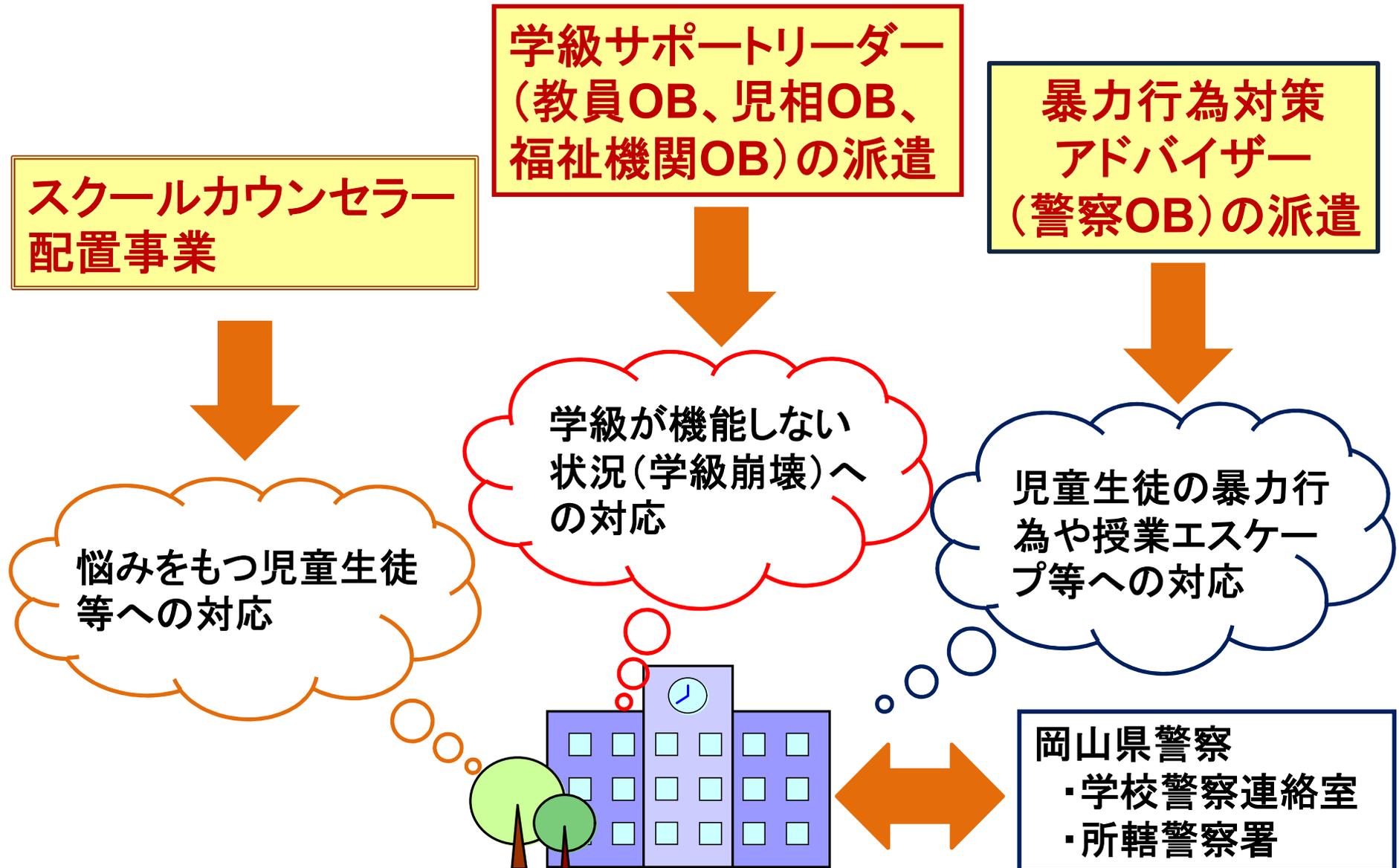
しかし

課題の複雑化・多様化により、学校のみだけでは解決が困難な事象が急激に増加



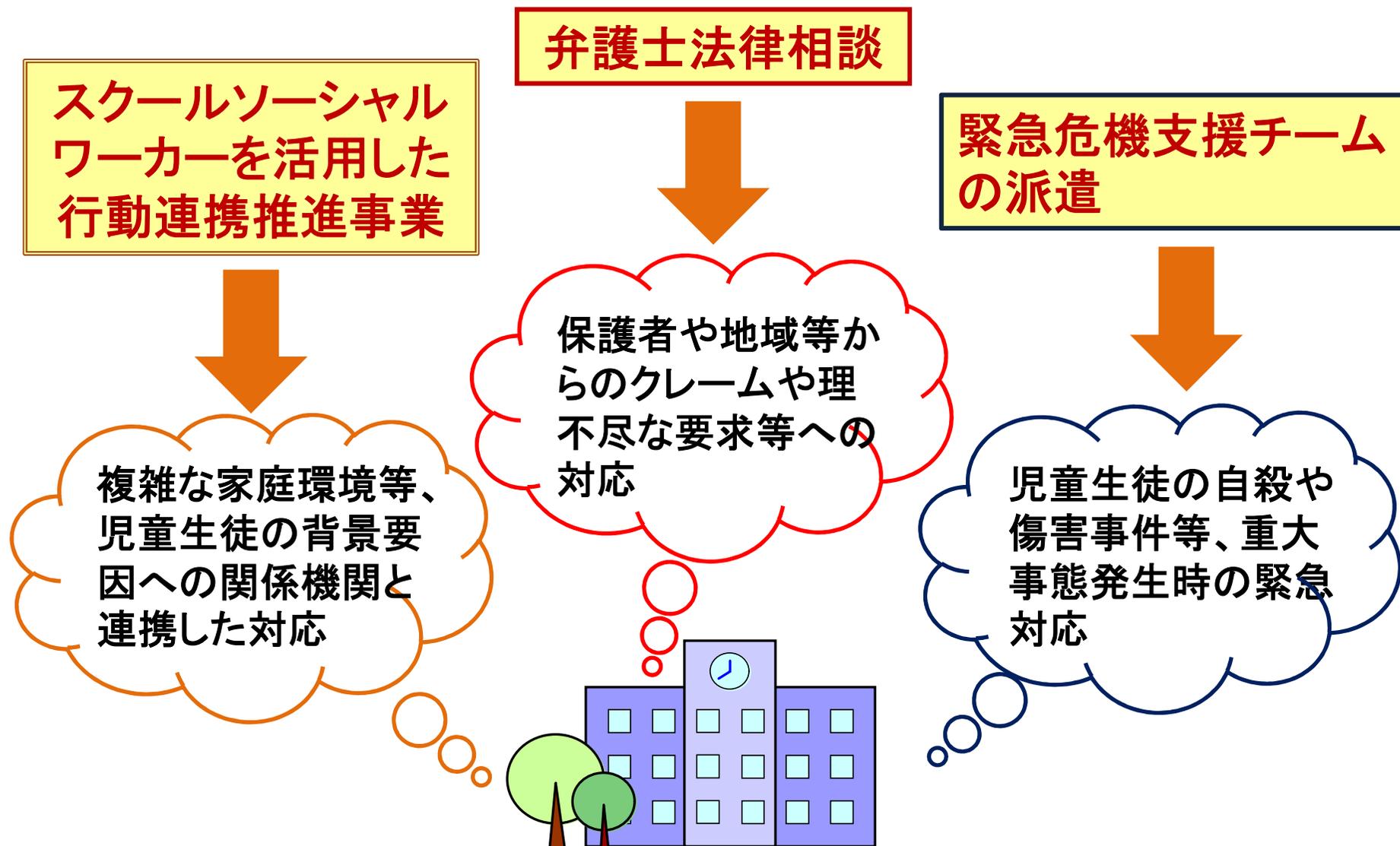
課題の種類や状況に応じて、学校が各種の専門家を主体的に活用できるよう、県教育委員会として学校を支援するシステムを構築

専門家を活用した学校等への支援体制 ～児童生徒等への直接的な対応・支援～



専門家を活用した学校等への支援体制

～児童生徒や学校を取り巻く背景や重大事態への対応・支援～



弁護士法律相談

保護者や地域等からの苦情や不当な要求行為等への対応に苦慮している学校が、弁護士の法に基づく助言により要求等に適切に対応し、教職員が児童生徒への指導に専念できるようにする。(H26年7月事業開始)

- ・ 学校が相談窓口で電話すれば、担当弁護士から電話がかかってくるシステム。手続きは非常に簡単であり、スピーディーに対応してもらえる。
- ・ 学校(組織)として相談することを前提としているため、校長の判断の下対応するが、相談窓口への電話等は、生徒指導主事等が行う場合もある。
- ・ 相談の内容に応じて担当弁護士が選任され、電話や面談により相談に応じる。
- ・ 弁護士は学校に対して、法を踏まえた適切な対応の在り方について助言する。 ※訴訟を前提としたものではない。
- ・ 県立学校及び市町村立学校に対する教育対象暴力や不当要求等の法的な問題に関する相談に応じる。

事業の実績及び課題

【実績】

小学校・・・1件 高等学校・・・5件（H27年3月18日現在）

- ・ 利用実績は、現段階においては少ないが、利用した学校からは、「弁護士の助言をもとに、難しい事例に対して自信を持って対応することができた。」という声を聞いている。

【課題】

- ・ 事業内容については周知が図られているが、学校には「弁護士に相談するほどの問題かどうか」という迷いがある。
- ・ 市町村立学校は、問題が発生し対応に困った場合には、まず市町村教委に相談し、その際、市町村教委がこれまでの経験に基づいて返答したり、顧問弁護士に相談したりする機会が多く、県教委の法律相談を利用するまでに至らないことが多い。
- ・ 学校に、法律相談のイメージが定着してくれば、活用が広がっていくものと思われる。

スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業

スクールソーシャル
ワーカーとは・・・

教育分野に関する知識に加え、

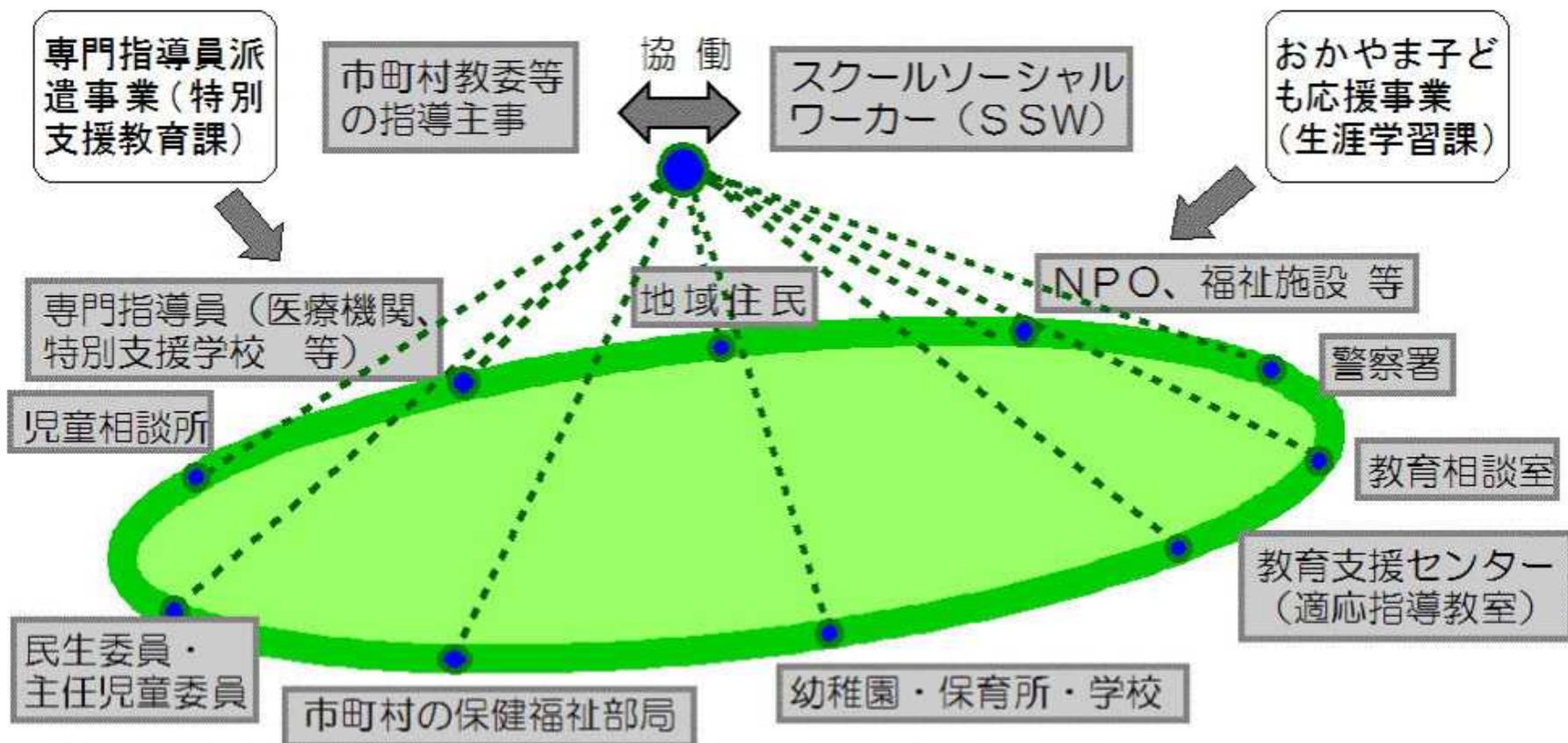
社会福祉等の専門的な知識や技術を有する専門家

社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有する者
又は、社会福祉に関する知識や経験を有する者

- ・医療・福祉系の関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・問題を抱える児童生徒が置かれた家庭・生活環境への働きかけ
- ・学校におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動 等

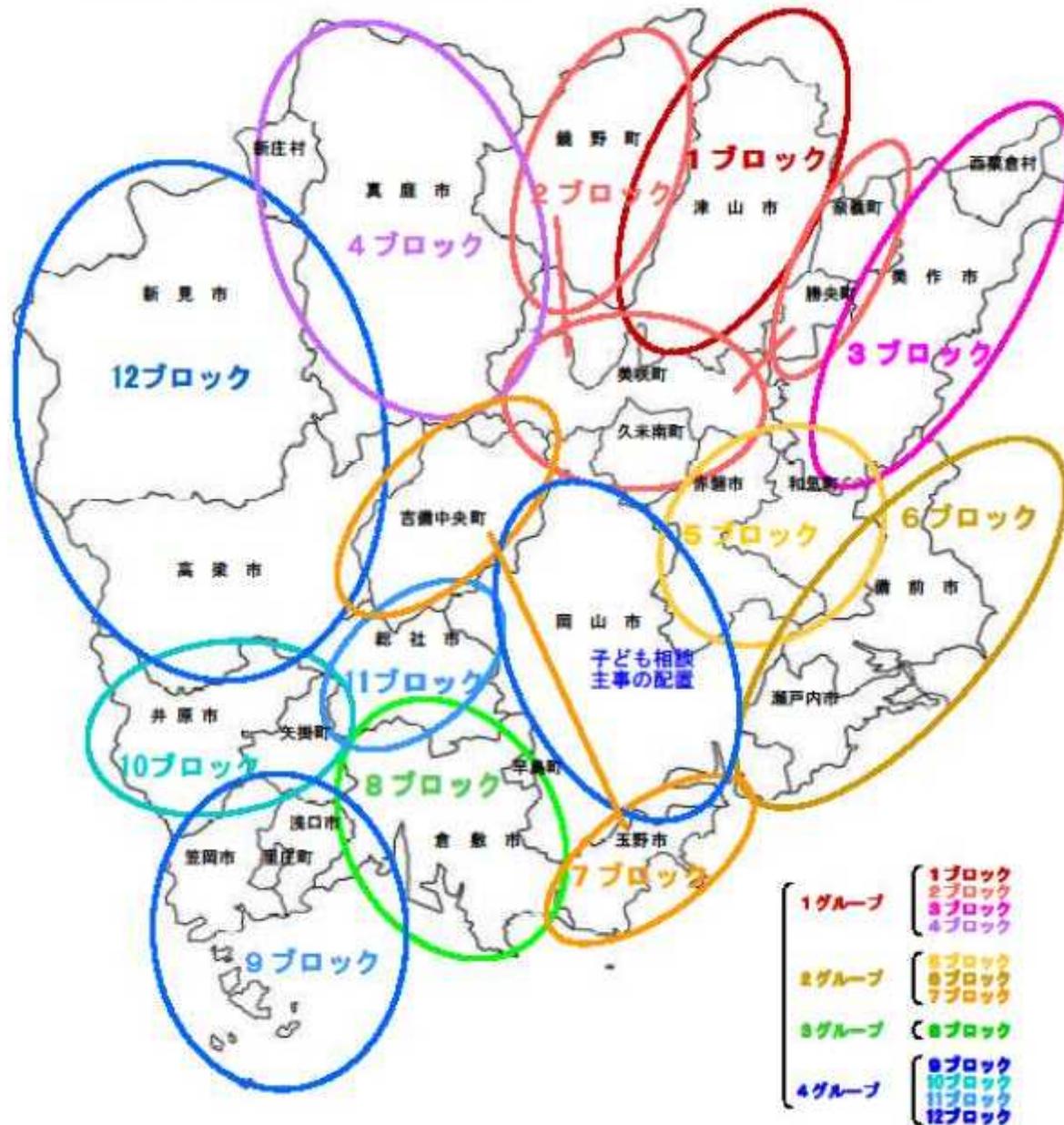
- ・全県を12ブロックに分割し、担当SSW等を割り振る。
- ・大学教授からの、定期的なスーパーバイズを行う。
- ・支援等を必要とする児童生徒や保護者等の情報をもとに、SSW等と市町村教委等（県立学校の場合は県教委）の指導主事が協働しながら、ケースの状況に応じて関係機関等との行動連携をコーディネートする。

スクールソーシャルワーカーと市町村教育委員会が協働した地域における関係機関等との行動連携の推進



- ◇指導主事とSSWが協働しチーム対応をコーディネートする。
- ◇定期的にSSWの連絡会議を開催し、対応力の底上げを図る。

スクールソーシャルワーカー（SSW）・スクールソーシャルパートナー（SSP）担当区域

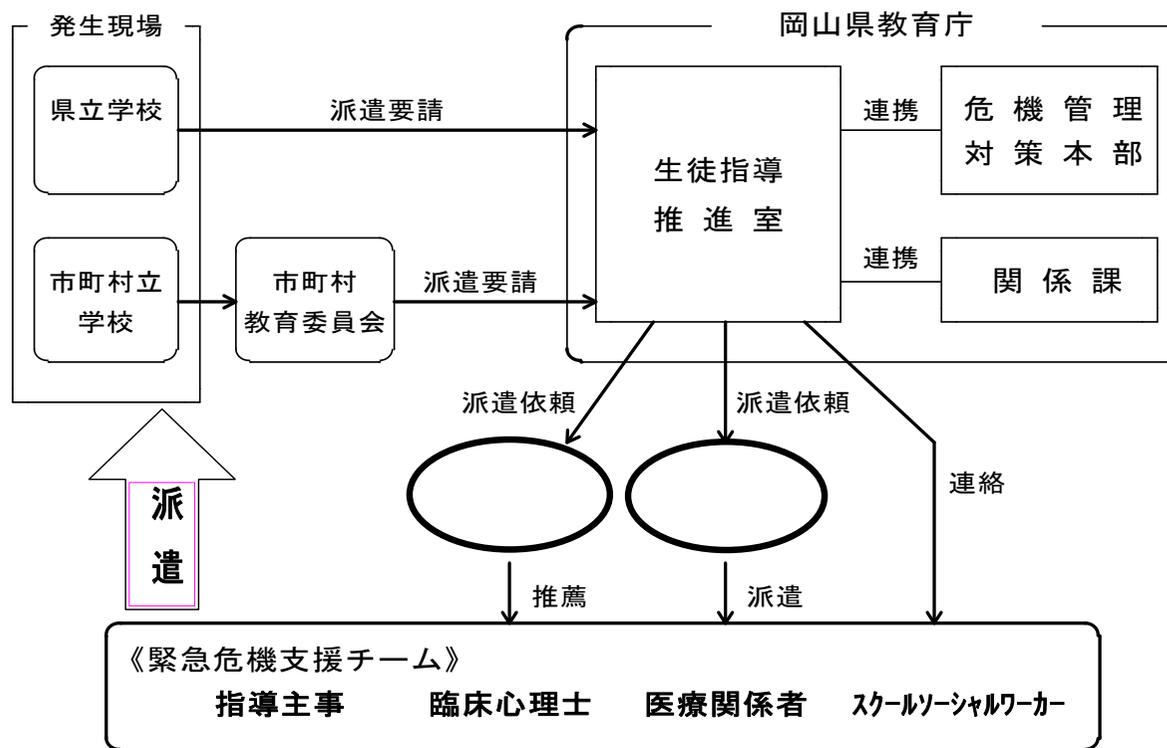


緊急危機支援チームの派遣

自殺や傷害事件など、多くの児童生徒や保護者、教職員の心に傷を与えるおそれがあるような事案の発生時に、学校や市町村教委からの要請により、臨床心理士や医療関係者、スクールソーシャルワーカー等の外部の専門家等からなる緊急危機支援チームを学校に派遣し、助言や支援等を行う。

状況によっては、岡山県教育委員会危機管理対策本部や関係課とも連携して対応する。

○ 派遣までの主な流れ



※ 医療関係者の派遣依頼は、危機管理対策本部と連携して行う。